

## ひとり親家庭等医療費助成制度

龍郷町ではひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的としています。受給資格を取得された方が医療保険制度（国民健康保険・社会保険等）を利用して医療を受けた場合、役場に申請されますと医療費が払い戻されます。

※ただし、所得制限がありますので詳しくは子ども子育て応援課にお問い合わせください。

**※学校内での負傷（部活含む）による受診はスポーツ保険優先となるため、各学校の保健医に相談し、申請手続きをしてください。**

## 助成対象となる方

★ひとり親家庭の父または母及び、児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）

★父母のいない児童

★父または母が身体障害者2級程度以上の障害を有する家庭の父または母および児童

※ただし、下記に該当するものは除きます。

- ・生活保護法による保護を受けている
- ・重度心身障害者医療費助成の対象になっている
- ・子ども医療費助成の対象になっている子ども

## 受給資格者証交付申請

子ども子育て応援課窓口で申請してください。受給資格者証が交付されます。

交付手続きに必要なものは以下のものです、

## ひとり親家庭等医療費助成の登録に必要なもの

★親と子の保険証（コピー可）

★印鑑（認め印可）

★通帳



## 児童扶養手当の手続きに必要なもの

★戸籍謄本または抄本

※ただし、あなたが養育者である場合、児童の父母の戸籍（除籍）謄本または抄本

★本年1月2日以降に現住所に転入された方は、前住所地の市町村長の所得課税証明書

（本年の1月～9月中の申請に関しましては、前々年度の所得が分かる証明書。10月～12月中は前年度の所得が分かる証明書）

例：令和5年8月1日に転入した場合：前住所地で令和4年度の所得課税証明書を発行

例：令和5年11月1日に転入した場合：前住所地で令和5年度の所得課税証明書を発行

★ひとり親家庭等認定調書（申請の際に記入）

★養育費に関する申告書（申請の際に記入）

★児童に障害がある場合は、障害の程度を確認できる書類（障害者手帳等）

★通帳

★印鑑

★年金手帳

★児童扶養手当証書（前住所地で受給資格があった方）

## 助成金の支給申請と医療費の交付

診療を受けた医療機関に助成金支給申請書を提出して証明をもらった後、役場に申請してください。役場への申請は保険給付等を受けた日の翌月から起算して6か月以内に行ってください。

(例) 1月に受診した場合、7月末日までに役場に提出

### ★県内の医療機関を受診した場合

医療機関の窓口で受給資格者証を提示し医療費を支払い、診療を受けた医療機関に助成金支給申請書を提出して証明をもらった後、役場に申請してください。審査の後、役場から助成金決定通知書が届きます。通知書の内容で受給資格者登録の際に指定された口座に振り込まれます。

助成金は最短で、申請書を役場に提出した月の翌月第3木曜日に指定口座へ振込となります。

### ★県外の医療機関を受診した場合

領収書と印鑑(認め印可)を子ども子育て応援課の窓口にお持ちいただき支給申請書と共に提出してください。



### 更新について

この制度には所得制限があるため、年に1回の更新手続きが必要になります。毎年8月中に更新の手続きを案内する文書を送付いたしますので、手続きをしてください。

※次の場合は窓口での届出が必要です

| 届出が必要な場合   | 届出に必要なもの                                     |
|--|--|
| 健康保険証が変わったとき<br>転居したとき   | 親と子の健康保険証<br>印鑑(認め印可)<br>ひとり親家庭等医療費助成金受給資格者証 |
| 振込口座を変更するとき  | 同居する保護者の預金通帳<br>印鑑(認め印可)                     |
| 受給資格を喪失するとき(婚姻・事実婚等)<br>龍郷町外へ転出するとき<br>生活保護や他の医療費助成(重度心身障害医療費、子ども医療費等)を受けるとき | 印鑑(認め印可)<br>ひとり親家庭等医療費助成金受給資格者証              |

〒894-0192 鹿児島県大島郡龍郷町浦 110 番地

龍郷町役場子ども子育て応援課 TEL: 0997-62-3111 (代表) TEL: 0997-69-4555 (直通)

